

札幌未来牽引企業創出事業推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来的に札幌経済を牽引する企業となることを目指し、活動していく意欲と成長に向けた実行可能な計画を有している中小企業を「SAPPORO NEXT LEADING 企業」として認定し、集中的、総合的、継続的な支援を行うことにより、付加価値額の向上や新規株式上場を実現する企業を創出する「札幌未来牽引企業創出事業」を推進するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、みなし大企業に該当しないものをいう(別紙1のとおり)。
- (2) 付加価値額 各企業の決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額をいう。
- (3) 新規株式上場 会社が初めて株式市場に上場することをいう。
- (4) SAPPORO NEXT LEADING 企業 将来的に札幌経済を牽引する企業となることが見込まれ、認定年度を含む5年度以内に、事業活動により1年間に創出する付加価値額を認定前直近期末(認定後3か月以内に決算期が到来する場合は、認定後初めて到来する決算期)と比較して20%以上増加させる又は新規株式上場する意欲と実行可能な計画を有する企業として札幌市が認定した企業(以下「SNL 企業」という。)をいう。
- (5) SAPPORO LEADING 企業 札幌市に「SAPPORO NEXT LEADING 企業」としての認定を受け、事業活動により1年間に創出する付加価値額が認定前直近期末(認定後3か月以内に決算期が到来する場合は、認定後初めて到来する決算期)と比較して20%以上増加した企業又は新規株式上場した企業をいう。
ただし、認定前直近期末について、特段の配慮を要する事情があると札幌市が認めた場合には、他の決算期等を用いることができる。
- (6) この事業の目的 この事業を通してSNL 企業を支援し、SAPPORO LEADING 企業に育成することにより、札幌市内での新たな雇用や、市外や道外、海外との新たな取引を創出し、地域経済を活性化させること。

(推進体制)

第3条 この事業を推進するために設置する機関及びその主な役割は次の各号に定めるとおりとし、その設置及びその役割の詳細は別に定める。

- (1) 事務局 事業を推進するための事務局
- (2) 認定審査会 SNL企業の認定審査及び更新審査、SAPPORO LEADING企業の認定
- (3) 支援チーム SNL企業に対する伴走支援
- (4) 協力機関 本事業及びSNL企業への協力

(認定)

第4条 SNL企業の認定を受けようとする者は、認定審査会が実施する、SNL企業認定要綱に定める手続きによる認定審査を経て、札幌市の認定を受けるものとする。

(支援チームの役割)

第5条 SNL企業ごとに設置する支援チームは、SNL企業の目標が達成できるよう、SNL企業の意向を踏まえたサポートプランを策定し、そのプランに基づいてSNL企業と定期的な面談を行いながら成長を積極的に支援する。

ただし、SNL企業の協力が得られない場合はこの限りではない。

- 2 支援チームは、この事業の目的の達成ため、SNL企業の今後の活動・経営方針等について報告を求め又は助言することができる。

ただし、企業の取組に関する意思決定はSNL企業が自らの責任において行う。

(協力機関の役割)

第6条 この事業に対する協力の意思を表示した機関は、札幌市、SNL企業、支援チームから協力要請があった場合には、この事業の目的が達成できるように積極的に協力する。

(認定を受けた者の役割)

第7条 SNL企業の認定を受けた者は、認定申請の際に提出した事業計画書を基に支援チームの助言等を受けて作成した計画が、支援期間中に実現するよう努める。

- 2 SNL企業の認定を受けた者は、この事業の目的のため、支援チームによる面談を定期的に受け、その他、札幌未来牽引企業創出事業の推進のために札幌市が行う取組に積極的に参加し活用する。

- 3 SNL 企業の認定を受けた者は、事務局、支援チーム及び協力機関に対し、目標を達成するための事業立案・執行等に関する助言等を求めることができる。

(企業情報の取り扱い)

第8条 この事業に関わる協力機関及びその職員は、この事業によって取得した企業情報等の機密保持に努め、当該企業の事前の承認なしに第三者への開示・漏洩又はこの事業の本来の目的以外の利用を行ってはならない。

ただし、別に定めるところにより支援チームが札幌市に対して行う各種報告はこの限りでない。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、企業情報等に当たらないものとする。

- (1) 協力機関及びその職員がこの事業の開始以前から既に保有していた情報
- (2) 公表されている情報等一般に入手可能であるか、又は入手可能になった情報
- (3) 当該企業が事前に公表を承認した情報

(認定証の交付)

第9条 SNL 企業として認定された年度を含む5回目の決算期の到来までの間を認定期間とし、同期間中に札幌市が SAPPORO LEADING 企業であると認めた者に認定証を交付するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、関係者で誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年11月15日から施行する。